

第 6677 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 11日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続関係の登録免許税の免税措置

Q : 相続によって土地の所有権移転登記をする場合の登録免許税の特例が改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

令和3年度の税制改正では、次の②の登録免許税の免税措置について、その適用対象に一定の所有権の保存登記が追加されるとともに、次の①及び②の登録免許税の免税措置の適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。

①相続により土地を取得した個人が登記をしないで死亡した場合

相続により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間に、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされています。

②少額の土地を相続により取得した場合

個人が、平成30年11月15日から令和4年3月31日までの間に、土地について所有権の保存登記又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、その土地が相続登記の促進を特に図る必要がある一定の土地であり、かつ、その土地の登録免許税の課税標準となる不動産の価額が10万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税を課さないこととされています。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

